

平成 29 年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び今後の取組について

平成 29 年 10 月 20 日
(令和 3 年 9 月 24 日更新)
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止及び転嫁拒否行為への迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきた。平成 29 年度上半期における消費税転嫁対策の取組は以下のとおりであり、今後も転嫁拒否行為が発生することが懸念されるため、公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき迅速かつ厳正に対処することを含め、引き続き、これらの取組を積極的に行うこととしている。

1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

(1) 転嫁拒否行為に関する情報収集

ア 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。

公正取引委員会は、違反行為を監視するため、平成 28 年度に引き続き、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等に対する悉皆的な書面調査を実施している。この書面調査の調査票は公正取引委員会のウェブサイト（消費税転嫁対策コーナー）に掲載されており、書面調査の回答の締切りにかかわらず、転嫁拒否行為の被害を受けた事業者から情報提供を随時受け付けている。

イ 転嫁拒否行為等についての相談・情報収集

公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、本局及び全国の地方事務所等に設置しており、平成 29 年度上半期には、194 件の相談に対応した。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室
電話	03-3581-1891（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

表 1 転嫁拒否行為等に関する相談件数（転嫁カルテル及び表示カルテル¹の届出に関する相談を含む。）

年度	件数
平成 25 年度	3,179
平成 26 年度	1,420
平成 27 年度	548
平成 28 年度	444
平成 29 年度上半期	194
合計	5,785

ウ 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、平成 29 年度上半期には、554 名の事業者及び 184 の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

表 2 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数

年度	件数	
	事業者	事業者団体
平成 25 年度	1,326	401
平成 26 年度	8,744	1,263
平成 27 年度	4,344	682
平成 28 年度	2,385	581
平成 29 年度上半期	554	184
合計	17,353	3,111

エ 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施しており、平成 29 年度上半期には、移動相談会を 19 回実施した。

表 3 移動相談会の実施回数

年度	回数
平成 25 年度	75
平成 26 年度	47
平成 27 年度	52
平成 28 年度	36
平成 29 年度上半期	19
合計	229

¹ 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のことをいう。

オ 下請法の運用との連携

公正取引委員会は、下請法の書面調査等によって転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行っている。また、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の中で下請法に違反する事実が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処している。

(2) 転嫁拒否行為に対する調査及び勧告・指導

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を迅速に行っている。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には、勧告・公表を積極的に行っている（公正取引委員会及び中小企業庁における平成25年10月から平成29年9月までの対応実績は別紙1参照）。

平成29年度上半期には、公正取引委員会は2件の勧告を行い、公正取引委員会及び中小企業庁は299件の指導を行った。

この勧告及び指導を行為類型別で分類すると、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が298件、減額（同条第1号前段）が23件、本体価格での交渉の拒否（同条第3号）が2件となっている（合計323件²）。

表4 平成29年度上半期の勧告事件

名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
住友不動産株式会社 (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を行う住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買ったたき)
株式会社ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を行う(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買ったたき)

² 事業者の中には、複数の違反行為を行っている場合があるため、平成29年度上半期における勧告及び指導件数とは一致しない。

(3) 特定供給事業者³が被った不利益の原状回復の状況

公正取引委員会による勧告及び指導の結果、平成 29 年度上半期には、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者⁴198 名から、特定供給事業者 12,186 名に対し、総額 4 億 267 万円の原状回復が行われた。

表 5 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年度	原状回復を行った 特定事業者数	原状回復を受けた 特定供給事業者数	原状回復額 ⁵
平成 26 年度	228 名	33,094 名	4 億 1153 万円
平成 27 年度	333 名	25,059 名	6 億 7444 万円
平成 28 年度	293 名	36,137 名	9 億 2957 万円
平成 29 年度上半期	198 名	12,186 名	4 億 267 万円
合 計	1,052 名	106,476 名	24 億 1823 万円

2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

(1) 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成 29 年度上半期には、19 回の説明会を実施した。

この説明会では、公正取引委員会事務総局の職員が、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている転嫁拒否行為の概要やこれまでの勧告・指導事例などについて説明している。また、説明会の開催に併せて、転嫁拒否行為を受ける事業者等からの相談を公正取引委員会事務総局の職員が受け付ける移動相談会を開催している。

なお、ウェブサイトにおいて説明会の応募を受け付けている⁶。

³ 特定供給事業者とは、①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等である。

⁴ 特定事業者とは、①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者である。

⁵ 各期間の原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各期間の原状回復額とその合計は一致しない。

⁶ <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/setumeikai.html>

表 6 公正取引委員会主催説明会の実施回数

年度	回数
平成 25 年度	40
平成 26 年度	30
平成 27 年度	51
平成 28 年度	36
平成 29 年度上半期	19
合計	176

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体等が開催する説明会等に、職員を講師として派遣しており、平成 29 年度上半期には、職員を 11 回派遣した。

表 7 講師の派遣回数

年度	回数
平成 25 年度	384
平成 26 年度	59
平成 27 年度	27
平成 28 年度	73
平成 29 年度上半期	11
合計	554

(3) 広報活動

消費税転嫁対策の広報として、公正取引委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設けて各種の資料を掲載している⁷ほか、リーフレット、パンフレット及びポスターの配布を行っている。また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成し、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している⁸。

また、今後、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること、転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていること等を広く周知するため、今後、各種の媒体を活用した事業者向け広報を実施することとしている。

⁷ <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/pamphlet.html>

⁸ <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-FAQ.html>

3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、事業者又は事業者団体が行う、転嫁カルテル及び表示カルテルについて、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとされており、公正取引委員会は、平成 29 年度上半期において、転嫁カルテルについて 3 件、表示カルテルについて 1 件の届出を受け付けた（別紙 2 参照）。

なお、転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイト（消費税転嫁対策コーナー）に掲載している⁹。

⁹ <http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-hyoujitudokede.html>

転嫁拒否行為に対する対応実績
(平成 25 年 10 月から平成 29 年 9 月まで)

公正取引委員会
中 小 企 業 庁

平成 25 年 10 月から平成 29 年 9 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである（勧告事件及び主な指導事例については、別添 1 及び別添 2 を参照）。

表 1：転嫁拒否行為に対する対応状況（注 1）

調査着手	立入検査	指導（注 2）	勧告（注 3）	措置請求
9,524 件	4,868 件	3,616 件 《152 件》	40 件 《7 件》	8 件

（注 1） 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成 29 年 9 月までの累計。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。

（注 2） 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注 3） 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

※ 令和 3 年 9 月 24 日、中小企業庁の修正を受け、大規模小売事業者への指導件数について修正しました。

表 2：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注 4）

業種	指導	勧告	合計
建設業	446 件	4 件	450 件
製造業	863 件	1 件	864 件
情報通信業	471 件	3 件	474 件
運輸業（道路貨物運送業等）	228 件	1 件	229 件
卸売業	250 件	1 件	251 件
小売業	308 件	7 件	315 件
不動産業	128 件	7 件	135 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	252 件	0 件	252 件
学校教育・教育支援業	93 件	3 件	96 件
その他（注 5）	577 件	13 件	590 件
合 計	3,616 件	40 件	3,656 件

（注 4） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。

（注 5） 「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。

表 3：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	134 件	3 件	137 件
買ったとき（注 6）	3,246 件	40 件	3,286 件
役務利用・利益提供の要請	72 件	0 件	72 件
本体価格での交渉の拒否	258 件	0 件	258 件
合 計（注 7）	3,710 件	43 件	3,753 件

（注 6） 買ったときの勧告及び指導件数には、平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり、同年 4 月 1 日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注 7） 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

勧告事件（平成 29 年 9 月まで）

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)JR東日本ステーションリテイリング (平成 26 年 4 月 23 日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する(株)JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ 3 %程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
2	(株)三城 (平成 26 年 6 月 12 日)	メガネ等を販売する(株)三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
3	山形市（山形市立病院済生館） (平成 26 年 6 月 17 日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成 25 年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成 26 年 6 月 26 日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成 26 年 6 月 26 日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
6	(株)ルネサンス (平成 26 年 7 月 24 日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う(株)ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成 26 年 8 月 1 日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を行う産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
8 と 10	〃野家グループ 〔(株)〃野家資産管理サービス (株)北日本〃野家 (株)中日本〃野家 (平成 26 年 9 月 24 日)〕	店舗等の賃貸借等の事業を行う(株)〃野家資産管理サービス、外食業を行う(株)北日本〃野家及び(株)中日本〃野家の 3 社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を減額し、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号前段 (減額) 及び同号後段 (買いたたき)
11	山佐産業(株) (平成 26 年 10 月 22 日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業(株)は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
12	東映アニメーション(株) (平成 26 年 12 月 17 日)	主にアニメーションの製作事業を行う東映アニメーション(株)は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
13	(株)トライグループ (平成 26 年 12 月 19 日)	学習指導事業を行う(株)トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
14	住友不動産エスフォルタ(株) (平成 27 年 1 月 30 日)	スポーツ施設の運営等の事業を行う住友不動産エスフォルタ(株)は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
15	(株)広島東洋カープ (平成 27 年 2 月 26 日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品（以下「グッズ」という。）の販売等を行う(株)広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
16	大東建物管理(株) (平成 27 年 3 月 19 日)	不動産賃貸業等を行う大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
17 ・ 18	コカ・コーラウエスト(株) 西日本ビバレッジ(株) (平成 27 年 3 月 26 日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を行うコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の 2 社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払っている。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
19	アイフル(株) (平成 27 年 3 月 27 日)	貸金業を行うアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
20 ・ 21	アサヒグローバル(株) アサヒグローバル三重(株) (平成 27 年 4 月 2 日)	住宅の建築工事業を行うアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の 2 社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
22	SMB C 消費者金融(株) (平成 27 年 5 月 22 日)	貸金業を行う SMB C 消費者金融(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成 27 年 6 月 4 日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を行う(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
24	(株)コインパーク (平成 27 年 6 月 5 日)	駐車場事業を行う(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
25 ・ 26	D C M ダイキ(株) (株)ホームセンターサンコー (平成 27 年 6 月 9 日)	日用品を販売する D C M ダイキ(株)及び(株)ホームセンターサンコーの 2 社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に 8 % を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
27	(株)西松屋チェーン (平成 27 年 6 月 12 日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
28	(株)主婦と生活社 (平成 27 年 7 月 9 日)	雑誌等の出版業を行う(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせず、委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
29	(株)穴吹ハウジングサービス (平成 27 年 10 月 2 日)	駐車場事業等を行う(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
30	アイディホーム(株) (平成 27 年 12 月 22 日)	戸建住宅の建設・販売業等を行うアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
31	(株)アーネストワン (平成 27 年 12 月 22 日)	戸建住宅の建設・販売業等を行う(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
32	(株)東光高岳 (平成 28 年 1 月 20 日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
33	(株)Q配サービス (平成 28 年 6 月 16 日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う(株)Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
34 ・ 35	(株)松下サービスセンター (株)APサービスセンター (平成28年8月31日)	住宅等の建築リフォーム工事業を行う(株)松下サービスセンター及び(株)APサービスセンターは, ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場等の賃貸人等の一部に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)
36	(株)KATEKYOグループ (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う(株)KATEKYOグループは, ① 学習指導業務を委託している個人事業者に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号後段 (買いたたき)
37	(株)スーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を行う(株)スーパーホテルは, ① 支配人業務を委託している個人事業者に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設,税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に對し,消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段 (買いたたき)

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
38	(株)帝国データバンク (平成 29 年 3 月 9 日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を行う(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
39	住友不動産(株) (平成 29 年 7 月 14 日)	不動産取引業、建築工事業等を行う住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)
40	(株)ニチイ学館 (平成 29 年 9 月 14 日)	教育講座の運営等の事業を行う(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買いたたき)

主な指導事例（平成 29 年 4 月から 9 月）

○ 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概 要
製造業	A 社は、自社の店舗の賃貸人（特定供給事業者）に対し、本体価格で定めた店舗の賃料について、平成 26 年 4 月分以後、合理的な理由なく、消費税率 5 % として対価を計算し、消費税率引上げ分相当額を減じて支払っていた。

○ 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概 要
建築工事業	B 社は、建築工事を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、一部のスポット的な工事の委託について、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託料を据え置いていた。
出版業	C 社は、著作者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの印税を据え置いていた。
印刷・印刷関連業	D 社は、印刷データの入力業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託料を据え置いていた。
映像・音声・文字情報制作業	E 社は、テレビ番組で使用する CG 制作業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託料を据え置いていた。
労働者派遣業	F 社は、スーパー等での食品の実演販売業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託料を据え置いていた。

○ 本体価格での交渉拒否（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 3 号）

業種	概 要
建築工事業	G 社は、大工工事を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において、本体価格に消費税額を加えた税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、平成 26 年 4 月 1 日以後も税込価格での交渉を余儀なくさせていた。

転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況
(平成 25 年 10 月から平成 29 年 9 月まで)

1 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 上半期		総計 (注 1)	
		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)		うち政令 指定組合 (注 2)
転嫁カルテル	11	2	11	0	3	0	190	32
表示カルテル	0	0	0	0	1	0	140	25
計	11	2	11	0	4	0	330	57

(注 1) 総計の数値は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの期間の合計である。

(注 2) 消費税転嫁対策特別措置法第 13 条第 2 項に基づき主務大臣への通知を要する組合からの届出である。

2 業種別届出件数

業種	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
製造業	94	79	173
卸売業	59	49	108
小売業	50	45	95
サービス業	48	22	70
その他	26	10	36
合計	277	205	482

(注 3) 複数の業種にわたる場合の届出があるため、合計の数字は上記「1」に記載の届出件数と一致しない。

(注 4) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 届出に関する相談件数

年度	件数
平成 25 年度	1,235
平成 26 年度	50
平成 27 年度	5
平成 28 年度	9
平成 29 年度上半期	2
合計	1,301